

い、検討項目として8項目を取り上げ協議することと致しました。

検討項目の1つ目、会派の必要性でございますが、会派は決められたことを厳守することあるいは不要ではないかなど、いろいろ意見が交わされましたが、最終的には基本条例第5条に規定されている条項を守っていくというところで、条文改正は行わないことに決しました。

要件等について要綱で定めることに決しました。

3つ目、第15条の政策提言等では、いろいろと議会の中でも執行部と対立することがありました。今後においては、これまで以上に、双方の主張を皆が充分理解した提案になるように進めていったらいいのではないかとということで、「十分な審議による政策決定」というように第15条の条文を改正することで意見がまとまりました。

4つ目ですが、第17条については、委員会に関する条文であることから、条文中「議員間」を「委員間」に改正することで意見がまとまりました。

協議の中で、こちらの意思が伝わらないのであれば削除したかどうかという意見もありましたし、解釈の方向が一致するよう、条文の文面を変えたらどうかという意見もございましたが、最終的に、行政との議論を充実させることによつて、より良い政策を実現する方向で議会基本条例を進めていかなければならないというところから、条文の削除・改正は行わず、反問を許可する

7つ目、第26条議員報酬に関する条文については、議論

する場をなくしてはいけないということ、このまま残したかどうかという意見もありました。

8つ目、第27条の評価制度については、評価表のようなものを作って評価したらどうかという案もございましたが、条文改正までには至りませんでした。

以上、議会基本条例に關して8項目の問題点について協議を行った結果、3項目について条文の見直しを行うことを決定いたしました。

この後、当特別委員会発議として、議会基本条例の一部を改正する条例を発議させていたいただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、当委員会では、執行部との協議の場を設け、政策提言、反問権、議員報酬等に関する意見聴取・意見交換を行うとともに、2月12日には議員全員協議会で経過報告し、

ご意見をいただいております。

その他検討事項として、委員会では、災害発生時の行動マニュアル、政務活動費、選挙費用の公費負担について検討を行ってまいりました。

災害発生時の行動マニュアルについては、他の自治体の事例も参考に協議を行った結果、大きな災害発生時の議員の行動について、申し合わせ事項に追加すること、また、政務活動費の公表については、もう少し市民に分かりやすくホームページ等で公表していくことを決定しました。

選挙費用の公費負担については、いろいろ意見がありましたが、今後、幅広い市民が立候補しやすい体制を整備するため、他の市町村の例を聞きながら、進めていこうという意見でまとまり、市長選挙費用の公費負担にも関係しますので、今後の研究は、議会運営委員会に申し送ることといたしました。

以上で、議会改革特別委員会の報告とします。

編集後記

日々の生活に慣れこの地域が自然・文化資源の宝庫である事の自覚が私達に足りないなど感じています。

古川祭りに4名の観光客を案内しましたが、初めて見る起し太鼓は勿論、屋台の見事さ、祭りを守っている人達の気概にいたく感心され素晴らしい素晴らしい連続でした。

こんな素晴らしい飛騨市に住んでいる私達にとって、地方創生はチャンス到来です。地域の特色を活かした政策や、やる気のある自治体に国が支援するものです。市内4町もそれぞれの特質があり、資源には魅力があります。

そこで地域の声をお聞きする機会を今年も行います。開かれた議会を目指した市民との意見交換会(7月)です。主たるテーマは「地方創生」と来年2月に行われる選挙に係る「選挙費用」についてとさせていただきますので、市民の皆様方の積極的参加を期待し、お願い申し上げます。

(谷口 充希子)